

<p>付 加 可 能 な 特 約 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・ 個人の方は、マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。
<p>中 途 解 約 時 の 取 扱 い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として満期日前に解約することはできません。 ・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 <p>なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。</p>
<p>金 利 情 報 の 入 手 方 法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
<p>苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（9時～17時、電話：0120-370-744）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
<p>そ の 他 参 考 と な る 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の対象預金となります。 ・ 預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 <p>なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。</p> <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>